

創業・ベンチャー支援センター埼玉を ご利用になる皆様へ

特定創業支援等事業の御案内

特定創業支援等事業とは

創業支援等事業計画とは

地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者等と連携し創業支援を行う取組みで産業競争力強化法に基づき市町村が申請し、国（経済産業省）が認定をします。

特定創業支援等事業とは

「創業支援等事業計画」として申請・認定された、市区町村が民間事業者等と連携して行う創業支援の取組みのうち、これから創業される方、創業後間もない方に対する

1か月以上*かつ4回以上の継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の事業経営に必要な知識を習得することを目的とした、セミナー、窓口相談、専門家派遣などのこと

を言います。

*1か月以上:4回の支援のうち、1回と4回目の期間が1か月以上



特定創業支援を受けた創業者への支援(優遇措置)

創業をする市町村の「創業支援事業計画」の中で定められた「特定創業支援等事業」を受けて創業を行おうとする方は、「特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明」をその市町村の首長(市長、町長、村長)より受けることができます。
(証明書発行には、各市役所・町村役場の窓口に申請が必要です。)

創業をする市町村で「特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明書」を発行された方は、以下の支援(優遇措置)を受けることが可能です。

- ・登録免許税の軽減措置
- ・創業関連保証の特例
- ・日本政策金融公庫の融資制度における要件の緩和や利率優遇
- ・国等で実施する補助金の優遇

各支援の詳細は次ページを参照ください。

登録免許税の軽減措置

創業前の者または創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際に、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の0.7% → 0.35%)されます。

株式会社：最低税額15万円の場合 → 7.5万円(資本金の0.7% → 0.35%)

合同会社：最低税額 6万円の場合 → 3万円 (資本金の0.7% → 0.35%)

※合名会社、合資会社、一般社団法人、一般財団法人、有限責任事業組合(LLP)等は対象外です。

学校法人、特定非営利活動法人(NPO)等は、登録免許税が非課税です。

※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

代表権の無い役員や、従業員等が証明を受けても軽減措置の対象とはなりません。



創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証について、通常創業2か月前が対象のところ、事業開始6か月前から前倒して申し込みが可能です。

日本政策金融公庫の融資にかかる要件の緩和や利率の優遇

「新規開業支援資金」を利用する場合、貸付金利の引き下げの対象となります。

※詳細は日本政策金融公庫のホームページを参照ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

国等で実施する補助金でのメリット

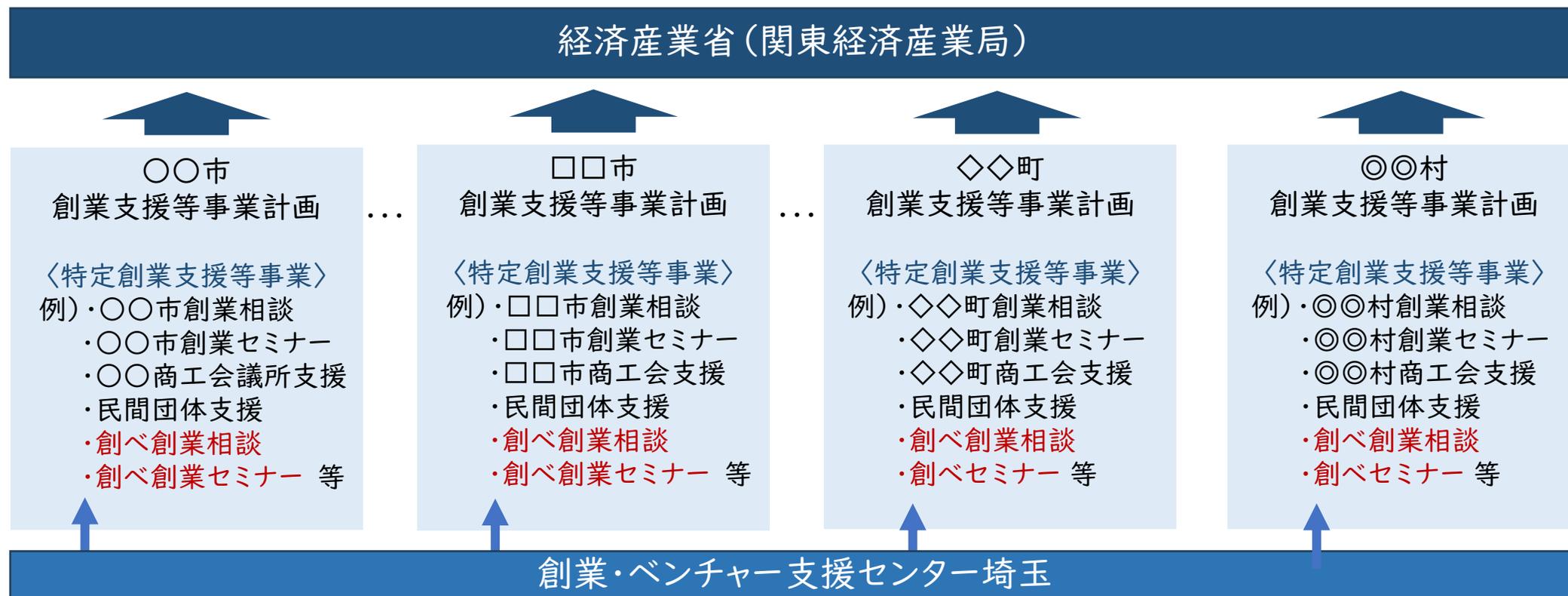
経済産業省、中小企業庁が提供する「小規模事業者持続化補助金」において、「創業枠(補助上限200万円)」での申請が可能になります。

また、各市町村が実施する創業に関わる補助金制度の申請要件になっている場合もあります。

(詳細は各市町村のホームページでご確認ください。)

埼玉県各市町村の創業支援等事業計画

埼玉県の各市町村が経済産業省に認定を受けている創業支援等事業計画の特定創業支援等事業には、創業・ベンチャー支援センター埼玉（以降「創ベ」）の創業相談とセミナーが含まれています。従って、**創ベのセミナー・創業相談は、埼玉県のどの市町村においても「特定創業支援等事業による支援を受けた実績」として申請することが可能です。**



埼玉県各市町村の特定創業支援等事業（例）

さいたま市の例（令和6年4月4日時点）

【セミナー名称】	主催団体	開催状況
創業・ベンチャー支援センター埼玉主催の各種セミナー	公益財団法人埼玉県産業振興公社 (創業・ベンチャー支援センター埼玉)	随時開催中
さいたま創業塾	さいたま商工会議所	準備中
起業セミナー（オンデマンド配信）	銀座セカンドライフ株式会社	随時開催中
創業セミナー	株式会社コミュニティコム	準備中
ABSオンデマンド起業セミナー	株式会社アクティブ・ビジネス・サポート	随時開催中

【窓口相談】	実施団体 ※1 平成29年8月31日以降に利用した方が対象となります。 ※2 令和4年6月24日以降に利用した方が対象となります。 ※3 令和5年6月23日以降に利用した方が対象となります。
	公益財団法人さいたま市産業創造財団 ※1
	公益財団法人埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉） ※1
	銀座セカンドライフ株式会社 ※2
	株式会社コミュニティコム ※3

【専門家派遣】	実施団体 ※ 平成29年8月31日以降に利用した方が対象となります。
	公益財団法人さいたま市産業創造財団

出典:さいたま市ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/005/p036985.html>

川口市の例（令和6年4月4日時点）

<p>特定創業支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 起業人育成講座（基礎編・実践編）（公益財団法人川口産業振興公社にて毎年各1回実施） 2. 専門家相談窓口事業（川口商工会議所で随時実施） 3. 創業窓口相談（創業・ベンチャー支援センターで随時実施） 4. 各種創業セミナー（創業・ベンチャー支援センターで随時実施） 5. 女性の活躍・創業支援事業【AFEKT（アフェクト）】内の連続講座 （川口市経営支援課で毎年9～10月頃に全5回実施） 6. 市と創業・ベンチャー支援センター共催の創業セミナー （川口市経営支援課とで年1回程度 令和5年度は令和6年2月15日に実施） 7. 盛人大学（50歳以上対象）内の社会起業・ビジネス講座 （川口市協働推進課で毎年4月頃募集）
--

出典:川口市 <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/12/2066.html>

埼玉県各市町村で証明書を発行してもらうには

「特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明」を各市町村の窓口で発行してもらうためには、各市町村の窓口（市役所や町村役場の該当窓口）に、

1か月以上、4回以上、4分野（経営・財務・人材育成・販路開拓）の支援を受けた内容を提出する必要があります。

申請用紙は、各市町村毎に異なります。
創業する市町村のホームページでご確認ください。



記入イメージ

創業支援事業者	支援事業	期間
〇〇商工会議所	創業相談 (分野:経営)	〇月〇日
(株)□□□	起業塾 (分野:経営、財務、販路開拓)	〇月〇日~〇月〇日
創業・ベンチャー支援センター埼玉	創業相談 (分野:財務)	〇月〇日
創業・ベンチャー支援センター埼玉	創業セミナー (分野:人材育成)	〇月〇日

★4回

★4分野に渡っての支援

★4回全体で1か月以上

創べの相談やセミナーを「支援を受けた実績」とする場合は、「相談日やセミナー名・受講日、対応する分野」などをしっかり記憶（記録）しておき、申請時に記載しましょう。

例)さいたま市の申請書



別記様式(第2号関係)
経済産業省関係係創業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

(宛先) さいたま市長

住所
電話番号
申請者氏名
(※法人の場合は法人名及び代表者名)

創業競争力強化法第12条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間 ※創業支援事業者、支援事業ごとに記入

創業支援事業者	支援事業	期間
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

2 設立しようとする会社の名称(屋号)・本店所在地

【名称(屋号)】
【本店所在地】

3 設立しようとする会社の資本額 万円(株式会社・合同会社の場合)

4 事業の種類、内容

5 事業の開始時期

6 用途

□創業相談相談 □信用保証制度活用 □創業期間差支援助金 □その他

2~5は、認定特定創業支援等を受けて設立しようとする会社、新たに開始する事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

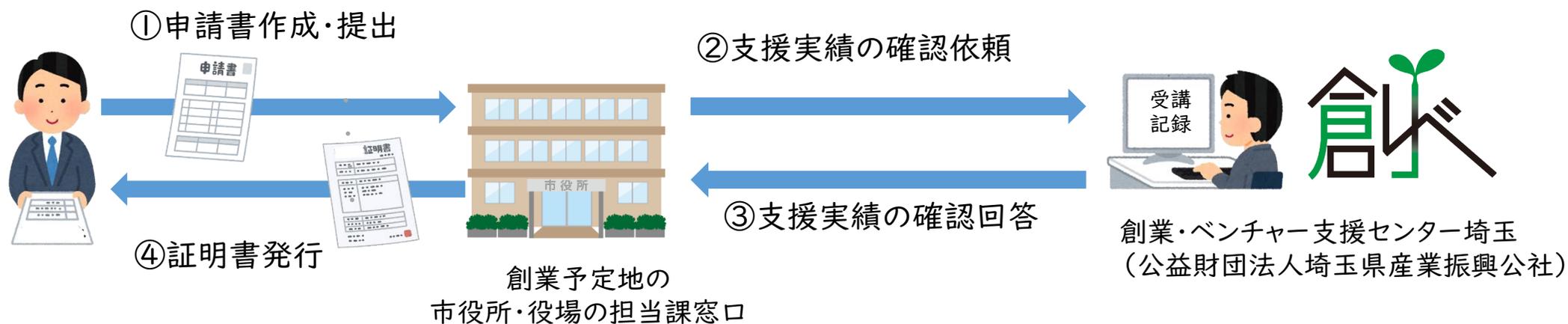
申請者(代表者) 氏名
令和 年 月 日

申請者が上記1の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

さいたま市長 清水 典人
有効期限 令和 年 月 日まで

創への支援を証明書発行の申請に記載すると

申請を受け付けた各市役所・役場の窓口から創へに「支援を受けた実績の確認」が入ります。
創へでは、皆さんの相談やセミナーの利用実績を確認し、申請事項の裏付けを行います。



創へでは、「創へにおいて支援を受けた実績（相談利用やセミナー受講の実績）」についての確認は可能ですが、証明書の発行手続きに関する質問や発行可否判断は市役所・役場の担当課の対応となります。

創への支援への申込み

特定創業支援等事業として創への創業相談やセミナーを利用する場合は、ホームページよりお申込みください。



創業 埼玉



<https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/>

- 創業相談の場合、相談の内容に応じて該当分野（経営・財務・人材育成・販路開拓）をアドバイザーが決定します。希望の分野がある場合には、予約時の相談内容にその旨を記載し、その分野に該当する相談内容や質問をご準備ください。

- セミナー受講の場合
セミナーの該当分野（経営・財務・人材育成・販路開拓）は、「セミナー区分」や「対象カテゴリ」として表示しています。
例) 創業者のためのWeb活用セミナー [セミナー区分:販路開拓] ※1セミナーで複数のカテゴリに該当する場合があります。ご自身の目的に合ったセミナーを選択し、お申込みください。

創業ベンチャー支援センター埼玉：メニュー

無料
創業相談

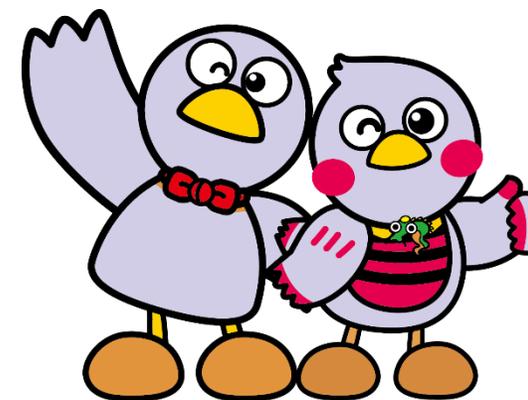


セミナー
(無料・有料あり)

特定創業支援等事業

創業・ベンチャー支援センター埼玉をご利用になる皆様へ

創べの相談やセミナーは、埼玉県のどの市町村で創業する場合も「特定創業支援等事業による支援を受けた実績」とすることが可能です。ぜひ、有効にご活用ください。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」